

# 既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る事務事業者及び調査研究事業者の募集についての公示

平成24年12月4日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る調査研究事業者を実施する者の募集について公示します。

※この公募は、「既存住宅流通・リフォーム推進事業」を実施する者の公募ではありません。既存住宅流通・リフォーム市場の条件整備を図る調査研究を実施していただく事業者を公募するものです。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る調査研究事業

### (2) 事業目的

日本再生戦略に掲げられた、「2020年までの中古住宅・リフォーム市場の規模倍増」のため、既存住宅流通・リフォーム市場の条件整備を図るための調査研究を行うことを目的とする。

### (3) 事業内容

＜民間事業者による空き家の管理等の取組実態調査＞

・空き家の管理、修繕、サブリース等物件価値を維持するための民間事業者による取り組みの実態調査や市場動向の調査を行い、民間事業者の事業形態や事業規模、市場の推移や住宅消費者の意識・実態、既存住宅の住み替えに関する阻害要因等について整理・分析を行う。

＜住宅消費者の住宅取得意向等に係る調査＞

・住宅消費者の住宅取得意向等に係る調査を行い、住宅消費者の意識・実態等の把握と住宅市場に与える影響について分析を行う。

## 2. 事務事業者及び調査研究事業者の要件

次の(1)～(7)までの全ての要件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事業の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事業を適確に遂行する技術的能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。

- (4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。
- (6) 事業の実施によって得た情報により営利を得るものではないこと。
- (7) 上記「1. 事業概要(3)〈民間事業者による空き家の管理等の取組実態調査〉」について具体的な調査・分析手法を提案すること

### 3. 提案の手続等

#### (1) 担当部局

〈民間事業者による空き家の管理等の取組実態調査〉

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅総合整備課 中澤、中藤

電話：03-5253-8111(内線39-354)、F A X：03-5253-1628

電子メール：nakato-e25k@mlit.go.jp

〈住宅消費者の住宅取得意向等に係る調査〉

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 村上、田伏

電話：03-5253-8111(内線39-448)、F A X：03-5253-1629

電子メール：tabushi-s256@mlit.go.jp

#### (2) 公募要領の交付期間、交付方法

##### ① 交付期間

平成24年12月4日（火）10時00分から平成24年12月17日（月）18時00分まで

##### ② 交付方法

(1)の担当部局にて、紙媒体をもって手渡しする。

公募要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当部局まで連絡を行うこと。

#### (3) 提案書の提出期限、提出方法

##### ① 提出期限

平成24年12月17日（月）18時00分まで

##### ② 提出方法

(1)の担当部局へ、持参又は郵送（提出期限必着）

### 4. 事業者の選定

公募要領に基づき提出された提案書について書類審査等を行い、各事業の目的に最も合致した提案書を提出した1者をそれぞれ採択する。

### 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、事務事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成

11年5月14日、法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) その他詳細は公募要領による。

以上